令和3年度 第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 会議次第

令和3年8月18日(水)

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について・・・関連する資料は 2頁
 - ・政府は8月17日(火)に、8月31日(火)までとしていた期限を、 9月12日(日)までに延長した。
 - 東京都、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府に加え、茨城県、 栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県にも区域を拡大し た。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置 について・・・関連する資料は3~16頁
- (3) 東京都緊急事態措置等を踏まえた北区の対応等について
 - ・区民への不要不急の外出や会食等の自粛、「三密」(密閉・密集・密接)回避等の呼び掛け・周知を行う。

北区ニュース、北区ホームページ、防災行政無線等による ※防災行政無線については、引き続き、午後5時50分に1日1回放 送を行う。

3 閉 会

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

令和3年8月17日 新型コロナウイルス感染症 対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域を変更することとし、令和 3 年 8 月 20 日から適用することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和3年4月25日(沖縄県については、同年5月23日、東京都については、同年7月12日、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府については、同年8月2日、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県については、同月20日)から9月12日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相 当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い 医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、 全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を 及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

令和3年8月17日 東 京 都

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

(1)区域

都内全域

(2)期間

令和3年7月12日(月曜日) 0時から9月12日(日曜日)24時まで

(3)措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の 要請を実施

①都民向け

・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請等

②事業者向け

- ・施設の使用停止の要請(休業の要請)
- ・施設の使用制限の要請(営業時間短縮の要請)
- ・催物(イベント等)の開催制限

等

2. 都民向けの要請

●日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

- ●特に、以下のことについて徹底することを要請(法第45条第1項)
 - ・デルタ株に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、混雑した場所等への外出を半減すること
 - ・20時以降の不要不急の外出を自粛すること
 - ・外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と 少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること
 - ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に 応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
 - ・不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への 不要不急の移動を極力控えること
 - ・路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること

(1)飲食店及び飲食に関連する施設への要請①

施設の種類 (施行令第11条)	内訳	要請内容
酒類又はカラオケ設備を 提供する遊興施設(第11号) 飲食店営業許可を受けて いないカラオケ店及び 利用者による酒類の店内 持込を認めている施設を 含む。	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、 スナック、バー(接待や遊興を伴うもの)、 パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店 営業許可を受けている施設	
酒類又はカラオケ設備を 提供する飲食店(第14号) 利用者による酒類の店内 持込を認めている施設を 含む。	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店、 バー(接待や遊興を伴わないもの)等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	●休業を要請(法第45条第2項) 「酒類及びカラオケ設備の提供、 並びに利用者による酒類の店内持込を 取り止める場合を除く。
酒類又はカラオケ設備を 提供する集会場等(第5号) 利用者による酒類の店内 持込を認めている施設を 含む。	結婚式場	

(1)飲食店及び飲食に関連する施設への要請②

施設の種類 (施行令第11条)	内訳	要請内容
酒類を提供せず、かつ カラオケ設備を使用しない 遊興施設(第11号) 飲食店営業許可を受けていない カラオケ店及び利用者による 酒類の店内持込を認めている 施設を除く。	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、 スナック、バー(接待や遊興を伴うもの)、 パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店 営業許可を受けている施設	 ●営業時間短縮を要請(5時から20時まで)(法第45条第2項) ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請(法第45条第2項) ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置
酒類を提供せず、かつ カラオケ設備を使用しない 飲食店(第14号) 利用者による酒類の店内持込を 認めている施設を除く。	飲食店(居酒屋を含む。)、喫茶店、 バー(接待や遊興を伴わないもの)等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	・事業を行う場所の消毒・入場をする者に対するマスク着用周知・感染防止措置を実施しない者の入場禁止(すでに入場している者の退場を含む)・施設の換気・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
酒類を提供せず、かつ カラオケ設備を使用しない 集会場等(第5号) (利用者による酒類の店内持込を 認めている施設を除く。	結婚式場	 ●営業時間短縮を要請(5時から20時まで) (法第45条第2項) ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請(法第45条第2項) ●以下の事項について、協力依頼・「1.5時間以内」での開催・「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催

(2)イベント関連施設等への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内訳	要請内容
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、 演芸場 等	 ●規模要件等に沿った施設の使用を要請(法第24条第9項)(「3(6)イベントの開催制限」参照) ●営業時間短縮を要請 イベント開催の場合 営業時間短縮(5時~21時)を要請(法第24条第9項) イベント開催以外の場合(1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~20時)を要請(法第24条第9項)
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	(1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~20時)の協力を依頼 ○映画館 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~21時) を要請(法第24条第9項) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~21時)の協力を依頼
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等	 ◆特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項) ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る。) 8	 ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) ●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の 自粛を要請(法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項) ●業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)

(3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内訳	要請内容
運動施設 (第 9 号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、 柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、 陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、 バッティング練習場、スポーツクラブ、 ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	 ●規模要件等に沿った施設の使用を要請(法第24条第9項)(「3(6)イベントの開催制限」参照) ●営業時間の短縮 イベント開催以外の場合(1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~20時)を要請(法第24条第9項)(1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~20時)の協力を依頼
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	 ○イベント開催の場合 営業時間短縮(5時~21時)を要請(法第24条第9項) ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請(法第45条第2項) ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、 動物園、植物園 等	 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) ●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の 自粛を要請(法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項) ●業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)

(4)参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内訳	要請内容
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、 百貨店 等	●営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~20時) を要請(法第24条第9項) (生活必需物資を除く。) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~20時)の協力を依頼 (生活必需物資を除く。)
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、 ゲームセンター 等	●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項) ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、 射的場、勝馬投票券発売所、 場外車券売場 等	 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等) ●百貨店の地下の食料品売り場等に対し、特措法施行令第12条 に規定される各措置の実施を要請(法第24条第9項)
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、 エステティック業、リラクゼーション業 等 10	 ●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請(法第24条第9項) ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請(法第24条第9項) ●業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)

(5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	内訳	要請内容
学校(第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	リエの東语について、やわな体語
保育所等(第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の 実施等
大学等(第3号)	大学等	
集会場等(第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備 使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
博物館等(第10号)	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設(第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ***********************************
商業施設(第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、 貸衣装屋、クリーニング店 等	・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備 使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
学習塾等(第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼

(6)イベントの開催制限

●イベント主催者等に対して、**規模要件等(人数上限・収容率等)に沿った開催**を 要請(法第24条第9項)

施設の収容定員		
10,000人以下	10,000人超	
収容定員の半分まで可	5,000人まで可	

- ●営業時間短縮を要請(5時から21時まで)(法第24条第9項)
- ●**業種別ガイドラインの遵守**等を要請(法第24条第9項)
- ●参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請 (法第24条第9項)
- ●接触確認アプリ(COCOA)の利用奨励を要請(法第24条第9項)

(7) 職場への出勤等

- ●職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、 出勤者数の7割削減を目指すことを要請(法第24条第9項)
- ●事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの早期終業・帰宅を要請 12 (法第24条第9項)

種類	施設	措置等の内容
運動施設	体育館	●規模要件に沿った施設の使用を要請(法第24条第9項)
(第9号)	水泳場	人数上限5,000人かつ収容率50%以内
	ボウリング場	●営業時間の短縮
	スケート場	○イベント開催の場合
	ゴルフ練習場	→5時から21時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)
	バッティング練習場	0 () 1
	陸上競技場	○イベント開催以外の場合 ・床面積の合計が1,000㎡超の施設
	野球場	・
	テニス場	
		→5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼
	スポーツクラブ	●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請(法第45条第2項)
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	・
		・手指の消毒設備の設置
		・事業を行う場所の消毒
		・ 入場をする者に対するマスク着用周知
		・感染防止措置を実施しない者の入場禁止
		(すでに入場している者の退場を含む)
		・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
		(アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
		●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請 (法第24条第 9 項)
		●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)

種類	施設	措置等の内容
劇場等	劇場	●規模要件に沿った施設の使用を要請(法第24条第9項)
(第4号)	観覧場	人数上限5,000人かつ収容率50%以内
	演芸場	O W West-FIR - Left
	映画館	●営業時間の短縮
		○イベント開催の場合
	プラネタリウム	→5時から21時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)
		○イベント開催以外の場合
		・床面積の合計が1,000㎡超の施設
		→5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)
		・床面積の合計が1,000㎡以下の施設
		→5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼
		○映画館については、
		・床面積の合計が1,000㎡超の施設
		→5時から21時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)
		・床面積の合計が1,000㎡以下の施設
		──── →5時から21時までの営業時間短縮の協力依頼
		●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請(法第45条第2項
		・従業員に対する検査の勧奨
		・入場をする者の整理等
		・発熱等の症状のある者の入場の禁止
		・手指の消毒設備の設置
		・事業を行う場所の消毒
		・入場をする者に対するマスク着用周知
		・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)
		・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
		(アノアル以政巨人を作り用名の過ぎなに配り唯体寺)
		●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請
		(法第24条第 9 項)
		●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請
		(法第24条第 9 項)

種類	施設	措置等の内容
集会・展示施設	集会場	●規模要件に沿った施設の使用を要請(法第24条第9項)
(第5号、6号)	 公会堂	人数上限5,000人かつ収容率50%以内
	展示場	
	貸会議室	○イベント開催の場合
	 文化会館	 →5時から21時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)
	多目的ホール	
	多目的 小一 加	○イベント開催以外の場合
		→5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)
		 ・床面積の合計が1,000㎡以下の施設
		→5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼
		●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請(法第45条第2項)
		 ・入場をする者の整理等
		・発熱等の症状のある者の入場の禁止
		・手指の消毒設備の設置
		・事業を行う場所の消毒
		・入場をする者に対するマスク着用周知
		・感染防止措置を実施しない者の入場禁止
		(すでに入場している者の退場を含む)
		・施設の換気
		・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
		(アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
		●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請
		(法第24条第 9 項)
-		────────────────────────────────────
		(法第24条第9項)

種類	施設	措置等の内容
博物館等	博物館	●規模要件に沿った施設の使用を要請(法第24条第9項)
(第10号)	美術館	人数上限5,000人かつ収容率50%以内
	科学館	
	 記念館	● 営業時間の短縮 ○イベント開催の場合
		 →5時から21時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)
	水族館	の時から21時まじの日米时间が棚で支配(万分24米分3項)
	動物園	────────────────────────────────────
	植物園	・床面積の合計が1,000㎡超の施設
		→5時から20時までの営業時間短縮を要請(法第24条第9項)
		・床面積の合計が1,000㎡以下の施設
		→5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼
		●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請(法第45条第2項)
		・従業員に対する検査の勧奨
		・入場をする者の整理等
		・発熱等の症状のある者の入場の禁止
		・手指の消毒設備の設置
		・事業を行う場所の消毒
		・入場をする者に対するマスク着用周知
		・感染防止措置を実施しない者の入場禁止
		(すでに入場している者の退場を含む)
		・施設の換気へるでのではなりとはない。
		・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
		(アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
		●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請
		(法第24条第 9 項)
		●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請
		(法第24条第9項)